

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

このような中、今年5月には、被爆地である長崎においてG7長崎保健大臣会合が開催され、各国の閣僚により平和公園で献花が行われました。また、同じ被爆地・広島では、G7広島サミットが開催され、主要7か国の首脳により核兵器のない世界に向けた議論が行われました。このように世界のリーダーが被爆地を訪れ被爆の実相に触れたことは、国際的な注目を集める貴重な機会となりました。

長崎と広島で被爆した被爆者の平均年齢は85歳を超えており、核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを、唯一の戦争被爆国である日本政府は真摯に受け止め、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望いたします。

記

1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。

2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年7月7日

長崎市議会